

私立学校教材教具等整備費補助金の各学校補助額の算定基準

(平成24年5月30日子ども未来局長決裁)

(平成27年3月25日一部改正)

札幌市私立学校助成規則第2条第2項及び私立学校教材教具等整備費補助金事務処理要領第4項に規定する学校(園)ごとの補助額の算定基準は、次のとおりとする。

1 算定基準

算定基準は、幼保連携型認定こども園(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる子ども(以下「1号認定こども」という。))の利用定員が35人以下の施設(以下「小規模園」という。)を除く。)及び幼稚園(以下「幼稚園等」という。)を単位とする均等割(以下「園割」という。)と毎年5月1日現在の幼稚園等ごとの園児数(子ども・子育て支援法第28条第1項第3号に掲げる特別利用教育を受ける園児を含む。)に応じた額(以下「園児数割」という。)との合算額とする。

2 算定の方法

(1) 園割

園割は、予算で定められた補助金総額(以下「予算額」という。)の50%を算定基準に基づく園数で除した均等割額とする。

(2) 園児数割

園児数割は、予算額の50%を算定基準に基づく園児総数で除して得た額に、当該幼稚園等の園児数を乗じた額とする。ただし、当該幼稚園の園児数が認可定員数を超える場合は認可定員数、当該幼保連携型認定こども園の園児数が1号認定こどもの利用定員数を超える場合は1号認定こどもの利用定員数とする。

3 補助額の単位

園ごとの補助額は、千円単位とする。

ただし、補助額の千円未満の額については、千円未満の額の大きい園の順、又同額の場合には実園児数の多い園の順、実園児数も同数の場合には補助対象事業費が多い園の順に調整する。